

平成17年5月20日

姫路市長 石見利勝

姫路市指定管理者選定委員会等に関する要綱を次のように定める。

姫路市指定管理者選定委員会等に関する要綱

(設置)

第1条 市の公の施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し必要な事項を審議するため、姫路市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）及び姫路市指定管理者選定部会（以下「選定部会」という。）を置く。

(委員会の所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 候補者の選定及び適正な管理運営の履行の確保に関し総合調整が必要な事項に関すること。
- (2) 選定部会が選定した候補者の承認に関すること。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、行政システム改革本部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、行政システム改革本部副本部長をもって充てる。
- 4 委員は、政策経営部長、行政部長及び職員部長並びに指定管理者制度を適用しようとする公の施設を所管する局（教育委員会を含む。以下「各局」という。）の局長（教育委員会にあっては、教育次長。以下同じ。）をもって充てる。
- 5 前項に定める者のほか、必要に応じ委員長が指名する、識見を有する者及び当該公の施設を所管する局の職員を委員とすることができる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(選定部会の所掌事務)

第6条 選定部会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 指定管理者の募集の方法、募集要項その他指定管理者の募集に関すること。
- (2) 候補者の選定に係る審査基準その他審査の方法に関すること。
- (3) 候補者の選定に関すること。
- (4) 指定管理者との協定（以下「協定」という。）の履行上の疑義に関すること。
- (5) 指定の取消し、停止その他指定管理者に協定の不履行があったときの処理に関すること。
- (6) その他委員長が必要と認める事項

2 選定部会は、前項第2号及び第4号に掲げる事項に係る審議の結果その他必要な事項を委員会へ報告する。

(選定部会の組織)

第7条 選定部会は、各局毎に置く。

2 選定部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

3 部会長は各局の局長をもって充て、副部会長及び部会員は部会長が指名する職員をもって充てる。

4 前項に定める者のほか、必要に応じ部会長が指名する識見を有する者を部会員とすることができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第8条 部会長は、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(選定部会における審議)

第9条 部会長、副部会長及び部会員は、自らの利害に関係する団体が応募した候補者の選定について審議するときは、応募した各団体の適格性に関する評価を行う

ことができない。

(選定部会の招集)

第10条 選定部会は、部会長が招集する。

(意見の聴取等)

第11条 委員長及び部会長は、その審議のため必要があると認めるときは、副委員長及び副部会長並びに委員及び部会員以外の者に、その出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第12条 委員会及び選定部会に参加した者は、議事の内容を漏らしてはならない。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は行政システム改革室において、各選定部会の庶務は各局庶務担当課において処理する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長、選定部会の運営に関し必要な事項は部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月20日から施行する。